

募集要項等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	要求水準書	インフラ整備状況	8	2	(2)	カ	(ア)	d		”既設電柱の移設、新設等に関する負担金は本事業に含むものとする”とございますが、資料2の”電柱の移設・・・不要とする”とあり、既設電柱の移設はないものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計次第であり、移設が必要となった場合は事業者負担となります。
2	要求水準書	新設道路	10	2	(4)	イ	(ウ)	a		新設道路の整備を実施後、市道編入を想定しているとありますが、それらの手続等は市が実施するという解釈でよろしいでしょうか。また、その時期はいつ頃になりますでしょうか。	道路認定や移管の手続きは市で行いますので、必要な図面等の提供を令和8年6月頃までをお願いします。 ご質問の「市道編入の時期」は事業者から倉敷市に引き渡す時期を指しているものと思います。道路の引き渡しは共同調理場の竣工に合わせて、令和10年6月を想定しています。引き渡しまでは事業者において管理をお願いします。 なお、住民からは「道路の供用開始を早くしてほしい」との要望が寄せられています。
3	要求水準書	新設道路	11	2	(4)	イ	(ウ)	b		新設道路と既設道路の交差点2箇所の交通容量の検証に関して、既設の西側道路と東側道路の交通量調査結果および、本施設の配送や通勤交通量を想定できるような資料はありますか。	ご質問に応えられる資料はありません。
4	要求水準書	構内通路、駐車場等	11	2	(4)	イ	(エ)	b		倉敷市総合浸水対策の推進に関する条例において、公共施設で敷地面積が2000㎡以上の建物は雨水流出抑制施設の設置に努めるとありますが、緑地等を設けても必要貯留量を満たせない場合、今回の施設整備において雨水貯留槽の設置が必要になりますでしょうか。	今回の事業では雨水浸透域が大幅に減少し、近隣への影響が大きいことから、本条例に準じて対策を行ってください。
5	要求水準書	通信・情報設備	17	2	(4)	オ	(セ)	b	(c)	「ix GIGAスクール構想(文科省)に対応し、児童生徒がタブレット端末を通じて調理場内の様子をオンラインで見学できるよう、必要な通信環境を整備する。」とありますが、運営開始後の通信費は貴市負担という理解でよろしいでしょうか？	事業者の提案に委ねます。
6	要求水準書	給水・給湯設備	19	2	(4)	オ	(ソ)		(b)	既存給水分岐図(分岐から敷地までの情報)の写しの提供をお願いできますでしょうか。	過去の給水申請資料を公表します。件名に「玉島・給水申請資料請求」、本文に会社名・氏名・連絡先を記入の上、倉敷市保健体育課 schhlt@city.kurashiki.okayama.jp までメールを送信してください。
7	要求水準書	完了時の業務内容	38	2	(8)	ウ	(イ)	b	(p)	「模型(1m×1m以内、施設概要説明用)及び模型台」とありますが、模型の仕様の詳細についてご教示いただけないでしょうか。制作範囲は建物のみの白模型1/200程度、アクリルケースは不要と考えて宜しいでしょうか。	製作範囲は概ねご理解のとおりですが、植栽や周囲の道路・建物など敷地の状況がわかるようなものを希望します。アクリルケースは必要です。 詳細は契約後、協議の上で決定します。
8	要求水準書	学校配膳室改修業務	42	2	(11)		(サ)			掃除用水栓は備品として設置予定の二層シンクの水栓と兼用しても問題ないでしょうか。	二槽シンクの水栓は温水が使える仕様であることから混合水栓を想定しています。掃除用のホースが接続できないことから、別途掃除用水栓を設置することを想定しています。
9	要求水準書	学校配膳室改修業務	42	2	(11)		(サ)			掃除用の床排水について、既存の教室等、校舎側を配膳室に改修する学校については不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■参考資料

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	参考資料 1	位置図								事業用地は玉島港より約2kmの位置にあり、高梁川河口より約1kmに位置しておりますので、設置する機器に塩害対策は必要と考えて宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねますが、海岸沿いほどではなくとも一定の配慮をいただくのが望ましいです。
2	参考資料 2	敷地範囲図								道路を整備するにあたり、北側用地への乗入れの設置は可能でしょうか。また可能な場合、設置位置および仕様について指定はありますか。	新設道路北側用地は民地となる予定であり、乗り入れは想定していません。
3	参考資料 2	敷地範囲図								敷地測量図(境界確定図等)を提供頂くことは可能でしょうか。仮に敷地測量図がない場合は事業者が実施するということでしょうか	令和6年12月20日に、要求水準書の参考資料2として敷地範囲図のCADデータを公表しています。そちらをご確認ください。
4	参考資料 2	敷地範囲図 西側道路								”道路の全幅が8,750以上確保できるようセットバックすること”とございますが、民地側は境界確定されていますでしょうか。また、電柱の移設がないため、車道5,750の内に既存電柱が残りますがよろしいでしょうか。	民地側も境界確定しています。車道の幅内に既存電柱が残ることについては問題ありません。
5	参考資料 3-1	既存施設に関する資料								参考資料3-1に示す敷地内の既存施設はすべて解体・撤去とありますが、屋内運動場以外の既存杭に関する資料に不足がございます。別途資料請求をした場合ご提供をいただけますでしょうか。	既に公表している資料のほかに開示できるものはありません。
6	参考資料 3-1	既存施設に関する資料								既存建物のアスベスト調査資料以外で着工前の事前調査の結果、新たにアスベストが判明した場合、又PCB調査において含有が認められた場合の費用は提案価格とは別に追加変更の対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、アスベスト等の存在が判明した時点で、本市と協議を行い、その処理方法や時期を決定してください。
7	参考資料 5	地盤調査結果								玉島学校給食共同調理場を参考に構造計画を見込みますが、地盤調査を行い想定支持層と乖離がある場合は不可抗力のリスクと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	参考資料 8	調理指示書								調理指示書にあるルウやカレーなどのルウは手作りではなく、既製品を使用しているのでしょうか。	献立により手作りでルウを調理することや今回示している調理指示書のように既製品のルウを使用して調理することもあります。
9	参考資料 9	学校配膳室の改修計画概要								配膳室改修校の改修内容について、学校により「設備等撤去」と記載のあるものと「厨房機器撤去」と記載のあるものがあります。「設備等撤去」とあるものは、厨房機器に加え設備の撤去と考えてよろしいでしょうか。また、「厨房機器撤去」とあるものは、厨房機器のみの撤去と考えてよろしいでしょうか。両記載内容の違いについてご教示ください。	両者の違いについてはご理解のとおりです。ただし、「厨房機器撤去」の場合でも厨房機器撤去跡の補修等は必ず行ってください。
10	参考資料 9	学校配膳室の改修計画概要								配膳室改修校について、カウンターを再利用する学校については、室内の利用はなく、新設備品の設置や掃除用水栓の設置、換気扇の新設等は不要と考えてよろしいでしょか。	ご理解のとおりです。ただし、現在自校方式の、改修校ではない配送校(乙島東小、沙美小・黒崎中、穂井田小)については、要求水準書の表2－7に示す備品は新設してください。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	様式集 (WORD版)	参加に関する 提出書類		3	(2)	ア				様式A-1からA-4(ただし、様式A-3を除く。)を番号順に纏めて左側2か所をホッチキスで綴じた正本1部、副本1部、合計2部と、様式A-3の正本1部をあわせて封入し、提出すること。」とありますが、副本としては、正本をモノクロコピーしたものを副本として提出すればよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	様式集 (WORD版)	「CD-R」		3	(2)	イ	(ウ)			「提案書と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。」とありますが、当該CD-Rに、様式A-1、A-2、A-3、A-4はデータを保存する必要はないとの理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	様式集 (EXCEL版)	I-4 資金収支計画表 I-5 損益計算書・消費税等計算書								明確に項目としてはありませんが、事業者には毎年納税が必要な事業者税が課せられ、「法人税等」に含み算出が必要との理解で合っていますでしょうか？	「事業者税」は「事業所税」と読み替えて回答します。本事業は事業所税の納税対象となりますので適切に算入してください。

募集要項等に係る質問書に対する回答

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)		
1	実施方針等に係る質問書に対する回答 要求水準書(案) No.17	建物敷地境界								”事業完了後は分筆して道路管理者へ引き継ぎ・・・”とありますが、事業完了後とは具体的にいつを示しておりますでしょうか。	事業完了後とは、事業者から倉敷市に道路を引き渡す時期を指しています。道路の引き渡しは共同調理場の竣工に合わせて、令和10年6月を想定しています。
2	実施方針等に係る質問書に対する回答 参考資料 No.3	敷地範囲図								”北側新設道路については参考です。事業者にて線形を計画し、・・・”とありますが、道路線形を変更(カーブの位置等を変更)し、本施設建設のための敷地面積が増減することは問題ないでしょうか。	問題ありません。
3	募集要項等に関する質問書に対する回答 要求水準書 No.26	市職員用 事務室 (表)								複合機のトナー・メンテナンス費用が事業者持ちですが、月にどのくらいの印刷を想定しておりますでしょうか。	A4用紙にして5,400枚/月程度と考えています。
4	募集要項等に関する質問書に対する回答 要求水準書 No.46	参考資料3-1 既存施設に関する資料								既存解体後、新設道路北側の敷地を工事用として利用可能とのことですが碎石を敷いた場合、工事終了後に碎石を撤去する必要はありますか。	碎石は撤去してください。
5	募集要項等に関する質問書に対する回答 要求水準書 No.46	参考資料3-1 既存施設に関する資料								新設道路北側の敷地は事業用地に含まれるため、本施設建設のための敷地と同一敷地と考えるので残土を仮置きする場合でも許可・届出は不要と考えて宜しいでしょうか。	各種法令に基づいて仮置きしてください。